

平川市図書館運営方針

平成 28 年 4 月

平川市教育委員会

目 次

- 1 平川市図書館運営方針・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 平川市図書館資料収集に関する運営方針・・・・ 2
- 3 平川市図書館資料選定基準・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 平川市図書館資料除籍基準・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 5 平川市図書館除籍資料再利用実施基準・・・・ 1 3

平川市図書館運営方針

方 針

平川市図書館は、市民の生涯学習を支援するために、図書資料の充実を図るとともに、「いつでも、どこでも、だれでも」が身近に利用できる図書館を目指します。また、子どもの生きる力をはぐくみ、広い視野と豊かな感性を養うための読書環境の整備に努めます。

1) 図書館資料の充実

市民の多様かつ高度化する学習ニーズに対応した資料提供ができるよう図書館資料の収集に努めます。

- ア. 市民のニーズに応える幅広い資料収集と情報提供の充実
- イ. 郷土資料・地域資料の収集

2) 図書館サービス体制の充実

市民へのきめ細やかなサービスを展開するため、図書館サービス体制の充実を図るとともに、利便性の向上に努めます。

- ア. 図書館等のネットワークの強化、図書館サービス体制の充実
- イ. レファレンスサービスの充実
- ウ. ホームページを活用した情報提供の促進

3) 子ども読書活動の推進と学習機会の提供

子どもたちが読書に親しみ、豊かな情操を培うよう学校・家庭・地域等が連携・協力し地域ぐるみで取り組み合える学習の場の提供に努めます。

- ア. 自主事業の開催や資料の企画展示、学びの場としての講座の開催等による関係機関、民間団体との連携・協力
- イ. 学習活動の支援及び読書運動の推進、団体貸出サービスの利用拡大
- ウ. 読書団体との交流の促進による育成支援

平川市図書館資料収集に関する方針

(趣旨)

第1条 この方針は、平川市図書館条例（平成18年1月1日条例第85号、以下「条例」という。）に定める図書館奉仕を有効、適切に行うため、平川市平賀図書館、平川市尾上図書館及び平川市碓ヶ関公民館図書コーナーにおける資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館資料の収集に当たっては、公共図書館の役割、利用者の要求及び社会的な動向を十分配慮して、地域住民の文化、教養、調査、趣味、娯楽等に資するよう、有益で魅力ある蔵書の構成に努めるものとする。

(範囲)

第3条 資料は、原則として国内で刊行されたものとし、各分野にわたり公平で幅広い視野をもって収集する。また、各分野の蔵書構成、未収資料、欠本の補充、その他必要に応じて調査検討の上で収集し、利用者の要望等に対応した全蔵書の体系化を図るものとする。

(方法)

- 第4条 資料の収集は、購入のほか、寄贈、寄託、管理替え等最も適切な方法により行う。
- 2 資料の購入については、平川市図書館に所属する司書又は司書に準ずる職員が選定することを原則とし、館内で協議した上で館長が決定する。
 - 3 平川市碓ヶ関公民館図書コーナーに収蔵する資料の購入は、平川市平賀図書館で代行する。

(種類)

第5条 収集する資料の種類は、次のとおりとする。

- 一 一般図書
- 二 児童図書（絵本、紙芝居を含む）
- 三 青少年用図書
- 四 参考図書
- 五 逐次刊行物（新聞、雑誌）
- 六 官公庁出版物
- 七 郷土資料
- 八 視聴覚資料（DVD、ビデオテープ、CD等）
- 九 電子資料（新聞縮刷版等データを収めたDVD-ROM及びCD-ROM）

十 高齢者及び視覚障がいのある人のための資料（点字資料、大活字本等）

十一 前各号に掲げるもののほか、リーフレット、パンフレットその他館長が必要と認める資料

（資料別収集方針）

第6条 資料ごとの収集の方針は、次のとおりとする。

一 一般図書 利用者の学習、調査研究、趣味、娯楽、実用等に役立つ基礎的・入門的なものから必要に応じて専門的なものまで幅広く収集する。

二 児童図書

ア 乳幼児から小学校高学年程度を対象に、子どもが読書の楽しさを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料を収集する。

イ 長く親しまれている絵本等、基本的な資料は欠本を生じさせないようにする。

ウ 調査研究のための資料を幅広く収集する。

三 青少年用図書 中学生、高校生及び同世代の青少年を対象に、進路若しくは職業選択に関わる資料又は情報に留意し、教養、趣味、娯楽、実用等にわたり関心の高い資料を収集する。

四 参考図書 利用者の一般的な調査研究のために必要な事典、辞典、字典、ハンドブック・便覧、白書、年鑑、図鑑、写真集等を幅広く収集する。

五 逐次刊行物

ア 新聞は、国内発行の全国紙及び地方紙を中心に収集する。専門紙及び機関誌については、必要に応じて収集する。

イ 雑誌は、国内発行の月刊誌、週刊誌、季刊誌等のうち代表的なものを中心に収集する。

六 官公庁出版物

ア 政府諸機関が発行する資料については、主要なものを収集する。

イ 平川市において発行する資料については、条例第6条の規定により収集する。

ウ 平川市以外の地方公共団体、その他の公的機関が発行する資料については、必要度が高いものを収集する。

七 郷土資料 平川市出身又は平川市にゆかりのある著者による資料及び平川市に関する記述等が掲載された資料については、可能な限り収集する。青森県出身又は青森県にゆかりのある著者による資料及び青森県に関する記述等が掲載された資料については、主要なものを中心に収集する。

八 視聴覚資料 学習、教養、実用、娯楽等に資するため、各分野の基本的作品及び代表的演者等の作品を中心に収集する。

九 電子資料 新聞縮刷版等を収めた電子記憶媒体を収集する。

十 高齢者及び視覚障がいのある人のための資料 高齢又は身体の障がいにより資料の閲覧が難しい利用者へのサービスのため、点字資料、大活字図書等を収集する。

2 前項第一号から第七号の資料に付属される視聴覚資料又は電子資料については、各号の基準を満たすものとして取扱うものとする。

(蔵書の更新・除籍)

第7条 常に新鮮で質の高い資料構成を維持するとともに、書架の合理的な利用と必要な資料の補充を図るため、蔵書の更新と除籍は定期的に行うものとする。

(寄贈資料等の収集)

第8条 寄贈資料の受入は、第6条の資料別収集方針等の基準を満たすものとし、所蔵の有無や資料の状態、今後の利用の予測等を考慮して決定する。

(リクエスト対応)

第9条 利用者からのリクエスト資料のうち、今後利用頻度が高いと見込まれるものは、購入による収集を検討し、その方法は第4条第2項、その収集方針は第6条第1項の規定により実施する。

(収集対象外資料)

第10条 収集の対象外とする資料は、次のとおりとする。

- 一 個人を中傷し、又はプライバシーを著しく侵害する内容の資料
- 二 劣悪な内容で、青少年に有害とみなされる資料
- 三 公序良俗に著しく反し、或いは犯罪を助長する資料
- 四 教科書、学習参考書、受験参考書又は各種試験問題集
- 五 漫画雑誌及びコミック
- 六 前各号に掲げるもののほか、館長が図書館資料として不適切と認めるもの

(その他)

第11条 この方針に定めるもののほか、資料収集及び除籍に関する事項については、館長が別に定める。

平川市図書館資料選定基準

平川市図書館資料収集に係る方針（以下、「方針」という。）第6条第1項に定める資料別収集方針を実現するため、資料選定に必要な判断の要点を以下のようにまとめ、選定の基準とする。

第1 共通基準

- 一 公共図書館の活動に必要不可欠な図書をはじめ、利用者の日常生活・文化活動に役立つ、実用・趣味・教養・娯楽関係の貸出し用資料を中心に選択する。
- 二 調査・参考業務に使用する資料は、実用的なものを選択する。
- 三 特定の主義・主張に偏ることなく公平に選択する。
 - (1) 多様な対立する意見のあるものは、それぞれの観点に立つものを幅広く選択する。
 - (2) 著者の思想的・宗教的・党派的立場にとらわれることなく選択する。ただし、その著作が方針第9条に該当すると館長が判断した場合は例外とする。
 - (3) 個人的な関心や好みによる選択をしない。
- 四 最新情報を常に提供できるように留意する。一時の流行として多数出版される分野の資料にも十分注意する。
- 五 既存資料の最新版、改訂版又はシリーズの継続本が刊行された場合は、必要に応じて更新又は選定する。
- 六 全集・叢書等の選択にあたっては、編集基準、収録作品、解説等を参考にして十分留意する。
- 七 間接的な評価として、文学賞をはじめ各種の入賞作品、各種団体で行う資料の選定・推薦・書評、県内書店のベストセラー等社会的な評価も参考にする。
- 八 資料の内容、著者、出版社、装丁、価格等を総合的に評価して選定する。

第2 一般図書

日本十進分類法（新訂10版をいう。以下同じ）の類目表ごとに、次のとおり詳細な基準を設ける。

- 一 0類（総記）
 - (1) 情報科学
 - ア 技術革新が著しいので、最新の情報を盛り込んだもの。
 - イ 基本的な技術書・実用書。
 - ウ 情報・コンピュータと社会の関わりについて書かれたもの。
 - (2) 図書館に関する資料
 - (3) 団体、ジャーナリズムに関する資料
- 二 1類（哲学、宗教）
 - (1) 哲学、心理学、倫理学、宗教についての基本書を体系的に選定する。

- (2) 特定の思想・学派・宗教・宗派に偏ることなく公平に選定する。
- (3) 初学者にわかりやすい入門書・概説書。
- (4) 研究書、解説書だけでなく、各分野の代表的原典も選定する。

三 2類（歴史、地誌・紀行）

- (1) 各分野の基本書を体系的に選定する。
- (2) 一般向けに書かれた歴史読み物から、入門書、啓蒙書、概説書、研究書、史料に至るまで、多様な視点で書かれたものを選定する。
- (3) 地誌は、原則として日本国内は都道府県単位、国外は国又は地域単位に編纂されたものを選定し、既存資料の最新版が刊行された場合は、次のとおり更新する。

- ア 国外 概ね5年ごと
- イ 国内（青森県以外） 概ね3年ごと
- ウ 青森県 最新のもの。

- (4) 紀行は、新しい情報や話題性の高い情報を盛り込んだものを選定する。

四 3類（社会科学）

- (1) 各分野の基本書。
- (2) 時事性、話題性のあるもの。
- (3) 日常生活・実務で必要な実用書。
- (4) 常に新鮮な入門書・概説書。
- (5) 特定の内容に偏ることなく公平に選定する。

五 4類（自然科学、医学・薬学）

- (1) わかりやすく書かれた入門書・概説書。
- (2) 報道等による最新情報に十分注視し、必要に応じてその内容に則した資料を選定する。

六 5類（技術、工学、家政学、生活科学）

- (1) 科学技術の最近の動向についてわかりやすく書かれたもの。
- (2) 社会的関心が高いもの。
- (3) 家政学及び生活科学は、実用的で価値が高いものを幅広く選定する。特にファッションや料理等は、話題性や季節感にも留意する。

七 6類（産業）

- (1) 産業社会の最近の動向や技術について書かれたもの（特に農業、園芸に関するもの）。
- (2) 趣味に役立つもの。
- (3) 実生活に深く関わる社会問題や自然保護等、近年社会的な関心を呼んでいる分野。
- (4) 3類（社会科学）との関連も考慮しながら、商業・運輸交通・通信事業も重視する。

八 7類（芸術、美術、スポーツ・体育、諸芸・娯楽）

- (1) 利用者の教養・趣味・娯楽に役立つよう、鑑賞、研究、製作、実技等のあらゆる視点に立つもの。

(2) 趣味として手掛ける人が多い分野は入門書を中心に、初心者から上級者まであらゆる人の要望に応えられるようなものを幅広く選定する。

(3) スポーツ・体育は、競技ルールや制度等に変更があった場合は、速やかにその内容に則したものを選定する。

(4) 時事性、話題性の高いもの。

九 8類 (言語)

(1) 利用者の教養・学習・実用に役立つもの。

(2) 日本語及び近隣諸国の言語の基本的資料、研究書のうち一般向けの平易なもの。

十 9類 (文学)

(1) 日本文学は、株式会社図書館流通センター（以下「TRC」という。）で発行する「週刊新刊全点案内」において「文芸書ベルA・B」に評価されるものを中心に選定する。

(2) 選定数は、原則として館単位で1著作につき1冊（組）とする。ただし、利用が多く見込まれる資料については、その限りではない。

(3) 既存の全集・叢書等に入っている作品であっても、利用が多く見込まれる資料については、複本として単行本・文庫本を選定する。

(4) 古典の解釈書は、評価の高いものを中心に選定する。

(5) 外国文学は、話題性のあるものを中心に選定し、その基準は、日本文学と同様とする。

第3 児童図書

原則として一般図書と同等の基準とするが、次に掲げること十分に留意する。

一 絵本

(1) 子どもの成長過程で初めての読書体験を提供するものとして、想像力を豊かに養うものを中心に、幼児絵本・昔話・古典・創作など幅広く選定する。

(2) 評価の定まった作品及び絵本作家の作品は、優先的に選定する。

二 紙芝居

(1) 教育的・道徳的なものにとらわれず、子どもが楽しめるもの。

(2) 絵と文の調和がとれているもの。

三 読みもの (幼年童話、児童文学等)

(1) 就学前児に対しては、文字を覚え、読み書きの習得につながるもの。

(2) ひとり読みができるようになった子どもに対しては、読書の楽しさを伝えられるもの。

(3) 小学生に対しては、豊かな想像力を養い、子どもの視野を広げ、より高度な読書を促すもの。

(4) 古典から創作まで幅広く選定する。

四 調べもの (調査研究のための資料)

(1) 科学への興味を引き立てるもの。

(2) 将来へ向けて子どもの視野が広がるもの。

- (3) 幼児から小学生まで、対象年齢に応じて理解できるように書かれているものを幅広く選定する。

五 その他

- (1) 月例や随時行う展示に必要な資料で、館内に存在しないものについては、必要に応じて選定する。
- (2) 児童図書は汚染、汚損、紛失の割合が高いため、貸出や閲覧に耐えられない状態のもの又は欠本となったものについては、適宜更新する。

第3 青少年用図書

原則として一般図書と同等の基準とするが、次に掲げることに十分留意する。

- 一 進路若しくは職業選択に関わる資料については、幅広く選定する。
- 二 ライトノベルについては、その内容と近隣の公立図書館の蔵書状況を確認し、選定の是非を館内で検討した上で館長が決定する。

第4 参考図書

参考図書は、代表的な事典、辞典、字典、ハンドブック・便覧、白書、年鑑、図鑑、写真集等を選定するが、次に掲げることに十分留意する。

- 一 市民の調査・研究に役立つもの。
- 二 参考業務に役立つもの。
- 三 求める知識・情報が調べやすく編集されているもの。
- 四 目次・索引・参考文献等が整えられたもの。
- 五 前4項のほか、選定する資料ごとの留意点は、次のとおりとする。

(1) 事典、辞典、字典、ハンドブック・便覧等

過度に専門的なものを除き、類書を含めて網羅的に選定する。

(2) 地図

選定する種類及び更新時期は、次のとおりとする。なお、歴史地図は必要に応じて選定する。

- ア 一般地図 記載内容が信頼できるものとし、概ね5年ごと。
- イ 地形地図 記載内容が信頼できるものとし、概ね10年ごと。
- ウ 道路地図 北海道及び東北地方とし、概ね5年ごと。
- エ 住宅地図 青森県内の次に掲げる市郡とし、概ね5年ごと。

- ・青森市（特に西部及び浪岡地区）
- ・弘前市（旧岩木町、旧相馬村を含む）
- ・黒石市
- ・南津軽郡（大鰐町、藤崎町、田舎館村）
- ・中津軽郡（西目屋村）

なお、平川市は最新のものとする。

(3) 法令集

国の法律・規則等を網羅した資料を選定する。なお、更新時期は「六法全書」は毎年、その他は概ね5年ごととする。

(4) 電話帳

東北地方の最新のもの。ただし、個人名版は個人情報保護の観点から閲覧禁止とする。

(5) 新聞縮刷版

原則として購入しない。東奥日報については電子媒体のみとする。

第5 逐次刊行物

一 新聞は、次のとおりとする。

(1) 購入数は、平賀図書館が8紙まで、尾上図書館が5紙までとし、その費用は当該年度の予算の範囲内とする。

(2) 購入する種類は、館内で協議した上で館長が決定する。

(3) 寄贈される新聞の取扱いについては、近隣の公立図書館の蔵書状況を確認し、選定の是非を館内で検討した上で館長が決定する。

二 雑誌は、次のとおりとする。

(1) 購入する数は、平賀図書館、尾上図書館ともに8誌までとし、その費用は当該年度の予算の範囲内とする。

(2) 購入する種類は、館内で協議した上で館長が決定する。

(3) 寄贈される雑誌の取扱いについては、近隣の公立図書館の蔵書状況を確認し、選定の是非を館内で検討した上で館長が決定する。

(4) 雑誌スポンサー制度等を実施する場合は、原則として現在購入していない雑誌を対象とする。ただし、館長が認めたものについては、その限りではない。

第6 官公庁出版物

一 中央官庁、青森県及び平川市が発行した出版物は、主要なものを選定する。ただし、「官報」のみ平川市総務部で収集・保管するものとする。

二 その他の地方公共団体並びに公的機関が発行した出版物は、必要に応じて選定する。

三 原則として購入しない。ただし、購入を必要とする場合は、近隣の公立図書館の蔵書状況を確認し、選定の是非を館内で検討した上で館長が決定する。

第7 郷土資料

一 次に掲げる内容に該当する資料は、可能な限り選定する。

(1) 平川市に関する記述があるもの。

(2) 著者が平川市出身・在住・ゆかりのある者のいずれかであるもの。

二 次に掲げる内容に該当する資料は、必要に応じて選定する。

(1) 青森県に関する記述（特に津軽地域の歴史、風俗、伝統芸能等）があるもの。

(2) 著者が青森県出身・在住・ゆかりのある者のいずれかであるもの。

第8 視聴覚資料

一 映像資料は、次のとおりとする。

(1) 資料媒体は、DVD及びビデオテープとする。

(2) 資料内容は、映画史等で重要な資料・作品であると評価され、かつ、公共図書館として閲覧するのにふさわしい内容であると判断したものとする。

(3) あらゆる層のリクエストに応えられるよう、次のジャンルのものを選定する。

ア 劇映画（テレビドラマ等含む）

イ 芸能

ウ アニメーション

エ 音楽

オ 教育・教養

カ 芸術

キ 記録

ク 郷土資料

ケ その他館長が認めるもの

二 音楽資料は、次のとおりとする。

(1) 資料媒体は、CDとする。

(2) 資料内容は、音楽史等で重要な資料・作品であると評価され、かつ、公共図書館として視聴するのにふさわしい内容であると判断したものとする。

(3) あらゆる層のリクエストに応えられるよう、次のジャンルのものを選定する。

ア クラシック

イ ポピュラー

ウ 邦楽

エ 演芸

オ 語学

カ 記録

キ 教育・教養

ク 児童（読み聞かせ、昔話等）

ケ 効果音

コ 郷土資料

サ その他館長が認めるもの

三 その他

(1) 既存資料のうちシリーズの継続ものが刊行された場合は、利用が多く見込まれるものを中心に選定する。

(2) 資料の劣化等により、閲覧・視聴に耐えられない状態のもの又は欠品となったものについては、当該年度の予算の範囲内で適宜更新する。

- (3) 原則として館内の閲覧・視聴のみとする。ただし、著作権法の規定により貸出しが認められる資料については、その限りではない。

第9 電子資料

電子資料については、次のとおりとする。

- 一 資料媒体は、DVD-ROM及びCD-ROMとする。
- 二 資料内容は、新聞縮刷版や資料として特に貴重なものが収録されていると判断されたものとする。
- 三 原則として館内の閲覧・視聴のみとする。

第10 高齢者及び視覚障がいのある人のための資料

- 一 点字資料は、次のとおりとする。
 - (1) 原則として、青森県立図書館等との相互貸借で対応するものとする。
 - (2) 利用者からの要望により購入する場合は、館内で検討した上で館長が決定する。
- 二 大活字図書は、原則として日本文学で著名な作品を中心に選定する。
- 三 平成28(2016)年4月から施行される障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(通称：障害者差別解消法)により、視覚障害や発達障害等の読書困難者に対して合理的配慮を行う必要があるため、今後は音声読み上げ対応が実装された電子書籍の導入も視野に入れるものとする。

第11 特記事項

漫画の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 方針第9条第5号の規定により、漫画雑誌及びコミックに該当するものは選定しない。
- 二 評価の定まった漫画作家又は作品については、選定の是非を館内で検討した上で館長が決定する。
- 三 歴史漫画・伝記漫画については、学問上の真理や史実が歪められておらず、健全で偏らないものを選定する。
- 四 次に掲げる資料については、利用が多く見込まれるものを選定する。
 - (1) 古典や名作文学作品等、原典が活字のみで、内容を理解するための補助的な役割をもって漫画を使用しているもの。
 - (2) 映画化又はアニメーション化された漫画の登場人物を用いて、読みものや調べものの説明・解説をしているもの。
 - (3) 原典は漫画雑誌及びコミックであるが、その内容を小説化して活字のみで出版されているもの。

平川市図書館資料除籍基準

平川市図書館資料収集に係る方針第7条に定める除籍を行うために必要な事項を以下のようにまとめ、除籍の基準とする。

第1 対象

除籍の対象となる資料は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたものについては、その限りではない。

一 不用資料

- (1) 汚損・破損が著しく、補修が不可能なもの
- (2) 時間の経過によって内容が古くなり、資料的価値がなくなったもの
- (3) 時間の経過によって利用の可能性が低下したもの
- (4) 新訂版、改訂版又は同類資料の入手によって、代替可能となったもの

二 亡失資料

- (1) 蔵書点検の結果、所在不明となった資料で、3年以上調査してもなお不明なもの
- (2) 貸出資料のうち、督促等の努力にもかかわらず、3年以上回収不能なもの
- (3) 利用者が汚損、破損又は紛失した資料で、やむを得ない事情により現品での弁償が不可能なもの
- (4) 不可抗力による災害、その他の事故によるもの

第2 資料の取扱い

除籍資料のうち、不用資料の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 館長が必要と認めた資料は保管し、その他の不用資料は館長が別に定める基準により再利用する。
- 二 前項の基準で再利用できない不用資料は、廃棄処分とする。

平川市図書館除籍資料再利用実施基準

平川市図書館資料収集に係る方針第7条に定める資料の除籍により発生したものと及び保存期間を経過した雑誌（以下「除籍資料」という。）を再利用するために必要な事項を以下のようにまとめ、再利用の基準とする。

第1 目的と方法

この基準における「再利用」とは、資源となりうる除籍資料の有効利用を図ることを目的とし、その方法として市民等に除籍資料を無償で提供するものとする。

第2 対象

次の各号のいずれかに該当する除籍資料は、再利用できないものとする。

- 一 汚損・破損が著しく、使用に耐えないもの
- 二 未返却や不明等の理由により、現物がない状態で除籍したもの

第3 資料の事前処理

再利用する除籍資料（以下「リサイクル資料」という。）は、その旨を明示するため、次に掲げる処理を事前に行うものとする。

- 一 蔵書に係るラベル等を取り除く。
- 二 蔵書印を黒色のマジック等で塗り消す。
- 三 資料の一部に「リサイクル資料 有償譲渡禁止」の朱印を押す。

第4 提供日

リサイクル資料は、館長が指定する日に提供する。

第5 提供数

提供するリサイクル資料の数は、原則として1人5点までとする。

第6 被提供者の遵守事項

リサイクル資料の被提供者は、次に掲げることを遵守する。

- 一 リサイクル資料を他者に有償で譲渡しないこと。
- 二 リサイクル資料を個人の使用以外の目的で使用しないこと。

第7 その他

この基準の施行により、「平川市平賀図書館リサイクル資料の無償提供実施要項」（平成21年5月13日施行）は廃止する。